

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
5月8日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定(建築指導課)
公安委告示
警備員等の検定の実施



山口県告示第二百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年五月八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市潮音町六丁目三四四の二四三 四四の二五、三四四の二八、三四五の 四から三四五の六まで及び三四五の 地先	幅員 (メートル) 六・〇～八・七	延長 (メートル) 二八・五	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一八九・四七
---	-------------------------	----------------------	-------------------------------------

山口県公安委員会告示第二十一号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年五月八日

山口県公安委員会



- 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種別 級 受検定員
貴重品運搬警備業務 二級 三十名
 - 検定の日時及び場所
日 時 場 所
平成二、八、八 午前九時から午後五時 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校
 - 受検資格
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。
 - 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十一年六月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
 - 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
 - 提出書類
 - 検定申請書
 - 添付書類
- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。